國學院大學学術情報リポジトリ

Lineages and the Bestowal of Divine Rank at the Courts of Emperors Montoku and Seiwa: Special Issue: The Present State and Future of Research About the Nihon Shoki

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Kase, Naoya
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000617

はじめに

はじめとした史書や法制等の記載との対応関係を確かめていく。

文徳 清和朝の神階奉授と由緒に関する試論

―『日本書紀』との対応関係を念頭に―

加瀬直弥

していたかを検討し、その上で、それら由緒と『日本書紀』を奉授された神階に焦点を絞り、その背景に由緒がどれほど影響稿では視点を変え、文徳朝及び清和朝初期、九世紀半ばに多数祇の理解度を深めるためのツールとして捉えて分析したが、本祇の理解度を深めるためのツールとして捉えて分析したが、本平安時代前期の神社において、由緒はどの程度意味を持って平安時代前期の神社において、由緒はどの程度意味を持って

も数多く確認できるからである。したのは、当時が奉授の最も盛んな時期だと評価でき、具体例注目しながら整理を試みる。検討する時代を文徳・清和両朝と授された例をとりあげ、その対象となった神祇の共通点などに授された例をとりあげ、その対象となった神祇の共通点などに明記されていない。そこで、一日ないしごく短期間に多数奉もっとも、多くの場合、神階奉授の理由は六国史などの史料も数多く確認できるからである。

請による三位以上の奉授の実態に触れている点も、そうした線れていたと見られる。貞観十年(八六八)の官符で、国司の申時代には、神階三位以上と四位以下との間には一定の線が引かただし、数が多いので、検討する例は絞り込む。対象とする

背景を把握しやすい三位以上の奉授例に絞る。(4) 引きの裏付けといえよう。そこで本稿では、検討対象は基本、

嘉祥・仁寿年間の高位奉授の背景

(一) 嘉祥三年十月奉授の対象諸神の共通 まずは、『文徳実録』『三代実録』に高位奉授の記事が多くあ

は郡

『新抄格勅符抄』十神事諸家封戸、大同元年牒による・朝廷祭祀は『延喜式』卷九神祇九神名上、大和国冬

大和国条、

神封戸

数

る大和国の五神を対象とした、嘉祥三年(八五〇)十月七日の

第 121 巻第 11 号 (2020年)

奉授をとりあげたい。

物主神、葛木一言主神等並正三位、夜岐布山口神従五位下、 進 大和国大和大国魂神階 授 従 位 石上神、 及大神大

この時三位以上に叙された諸神に共通する点を把握するため、

國學院雜誌

び近江・紀伊両国の神社に限定され、 かりでなく、十一月相嘗祭の対象でもあった。 ている神社はいずれも、 祀制度である。『延喜式』の神名帳に基づいているが、対象となっ 【表一】にその特色を整理した。 諸神の共通点となり得る要素の第一は、 祈年・二季月次・新嘗の中祀四箇祭ば 数も相当に絞られた祭祀 当然ながら朝廷の祭 相嘗祭は畿内及

【表一】嘉祥三年十月七日に三位以上の神階を奉授された諸神

	名神大・月次・相嘗・新嘗	葛上	葛木一言主神	
222	名神大・月次・相嘗・新嘗	城上	大神神	正三位
80	名神大・月次・相嘗・新嘗	山辺	石上神	
327	名神大・月次・相嘗・新嘗	山辺	大和神	従二位
神封戸数	朝廷祭祀	郡	神名	神階

だが、 大和国内には表にあげた諸神の神社の他に十三所も対象

社が存在する。

相嘗祭に預かる神社を一律対象にしていないこ

そして名神が幣に預かる名神祭も、当然奉授の判断基準には とは明らかである。 同祭よりも対象社の多い、 中祀四箇祭も、 な

り得まい。

律令祭祀以外の朝廷のまつりとなると、

特定神社を対象とす

当時はそうでなかったと考えられている。公祭を基準とした奉 る公祭があるが、 その対象社は大神社のみで、 しかも嘉祥三年

授もあり得ない。 ていたのであろうか。少し時代は遡るが、『新抄格勅符抄』の では、神社経済の面ではどうか。 神封の多寡が影響を及ぼ

大同元年(八○六)牒に基づくと、

葛木一言主神のものは確認

381 — ・清和朝の神階奉授と由緒に関する試論

要となる、倭大神の託宣である。

次は、その内容が具体的な、『日本書紀』

垂仁紀所引の

説の

ある。神封が奉授の基準となったとはいえまい。 できない。 しかも、 あった他の三社も、 その戸数にばらつきが

高位諸神の由緒の共通点

そこで注目されるのが由緒の問題である。登場順に説明する。

崇神天皇・垂仁天皇との関係を示す伝承の存在は見逃せない。 である。対象となった理由、そして、高位の理由を考える上で、 最初は、 当 一日同時に奉授された諸神の中で一階高位の大和神 大和神

時期日、 是時倭大神著二穂積臣遠祖大水口宿禰一、而誨之曰、 天照大神悉治 天原一、 皇御孫尊専治 太初之

この部分は、 八十魂神、 天地開闢の時点で、天照大神が天上を、 我親治,大地官,者、言已訖焉 華原中国之 天皇が国

まったという趣旨になる。ひとつの考え方をすれば、託宣には、 の天神地祇を、そして倭大神自身が地の主を治めることが定

> つられていたとする。宮中において、 る。これとは別に崇神紀は、天皇の大殿に天照大神とともにま 大和神が天照大神と並ぶ大地の神だという理解が披露されてい 大和神の特別な位置付け

は周知のところだったであろう。

皇によって創建、そして人的組織が整備された大和社の由緒と いう側面を持っている。つまり、そうした天皇とのかかわりの になったとする。『日本書紀』に記された大和神の伝承は、 天 神をまつったとし、まつりの主は最終的には大倭氏の祖長尾市

この一説は、この託宣の後、垂仁天皇が大市長岡岬に大倭大

ろ 石上神 故に、同時に奉授された他の神より高位となった可能性がある その由緒で、伊勢の天照大神に比し得る特別な神格とされたが 深い由緒を持つ神社が故に、祭神が三位以上に叙され、さらに、

より物部首の始祖市河に治めさせたとする。 千口の大刀を同神の神宮に納めようとしたとき、 れている。一説ではあるが、天皇の皇子五十瓊敷命が作らせた 宮に神宝が納められていた点、そしてその管理者について記さ 石上神に関する伝承は垂仁紀にある。そこからは、 神のことばに 同神 0

石上神宮」、是時神乞之言、春日臣族、 其一千口大刀者蔵 ||市河||令_治、是今物部首之始祖也| |于忍坂邑|、 然後従 名市河令」治 忍坂 移之、 蔵一于 因以

織作りを伝えている。そして、神宝を作らせたのが天皇の皇子 神宝管理の氏族を定めたとする伝承は、 広い 意味での神社 の組

とされ、かつ、市河に治めさせたのも天皇と見られる点からす

石上社が古くから、天皇とのかかわり深い

第 121 巻第 11 号 (2020年)

れば、この伝承が、

る。

関係性をあらわす由緒が明確に存在する点は、

大和神と共通す 神社と天皇との

神社と位置付ける意味を持っていると解せる。

は

というものである。 天皇はまつりを改善しながらおこない、 が治まらない原因となった同神からの幾度かの夢告を受け、 大神神については、 崇神紀に伝承が残る。 結果問題を解決させた 筋書きとしては、

國學院雜誌

紀』では神代とされている。だが、 大神神を社地である三諸 まつる氏族を神の子大田田根子とするという、 山にまつりはじめたのは、 崇神天皇紀に示された伝承 神社の組織 一 日 本書

> れるので、 皇以二大田田根子一令」祭二大神一」と、まつらせたのも天皇とさ かかわりを、 大神社は、祭神はもとより、 崇神紀で裏付けられる神社といえよう。 神社そのものと天皇と

編成上重要な転機を示している。

大田

田

根子を探したのも、

一天

葛木一言主

0

葛木一言主神についても、 13 その伝承が雄略紀にある。

是時百姓咸言、 遊田一、駈一逐一鹿一、相一辞発上箭、 朕是幼武尊也、長人次称曰、 人対曰、 儀相:-似天皇,、天皇知:是神,、 天皇射--猟於葛城山、 有¸若¸逢¸仙、於¸是日晚田罷、 現人之神、先称二王諱一、 有」徳天皇也 忽見 長人、来望 神侍 僕是一事主神也、 猶故問曰、 然後応」導、 |-送天皇| 、 並」轡馳騁、 丹谷二、 何処公也、 至:来目水 天皇答曰、 遂与盤...于 面貌

なお、 についてとりあげているのはここだけである。(E) の伝承が残っている点は、これまでとりあげた諸神と共通する。 神社に関係する言及はないものの、 『日本書紀』が葛城山の一事主神、 鎮座地における祭神と天皇 つまり葛木一言主神

神神のみが従二位、

うには昇叙しなかった。二年後の仁寿二年(八五二)には、大

つまり大和神と同位になった。『文徳実録』

きりとは記されていない。

る。六国史や『延喜式』の神名帳を通して二百以上の社名が伝 りを持つ伝承を有し、それがいずれも『日本書紀』に載ってい た諸神はいずれも、 (にの話をまとめたい。嘉祥三年十月に神階高位に叙され 神社の場が舞台となり、 天皇と直にかかわ

わる大和国の諸社の中でも、

単なる祭神の由緒ではなく、

朝廷の結び付

並加

|従三位

きが明快な由緒の存在は、 得る要素になり得たと考えられる。 の場が関係する由緒を持つ神社は稀だといえる。 もっとも、嘉祥三年時に対象となった諸神は、その後同じよ 位階を定めるにあたって有利に働き

である。では、理由に迫れないのかとなると、この七年後の天 相違する以上、 嘉祥三年の時と同様、 (貞観元年・ 昇叙の理由は以前の奉授とは相違するのは確か 八五九) その理由を示さない。ただ、結果が の諸神同時奉授とその直後の正

葛木御歳神と朝廷祭祀制度

え方については次章で後述する。

位昇叙と同じ考え方が反映された可能性は想定できる。

この考

文徳朝において、 高位に叙された神社祭神は前節でとりあげ

> のことを示す『文徳実録』の記事である。とほぼ同じ時期に昇叙した葛木御歳神に注目したい。次は、そ 神以外にも存在する。ここでは、 仁寿二年、 つまり大神神

た諸

|大和| 玉 御歳神正二位、 若字. 加乃売命神、 天御柱命神

いてしかるべき神祇であろうが、その由緒は『日本書紀』には 神に次ぐ高さである。 正二位という位階は、 当然、 この時点で、 御歳神は朝廷中枢にも認識され 後述する春日社 の三 0

るが、それを最終的 願意の核ともいうべき豊稔の目的でまつられることが了解でき として登場する。 な役割があった。『延喜式』所収の同祭祝詞には、「御年皇神_ あいを念頭に置く必要がある。 葛木御歳神の重要性を考える上では、 祝詞の構成を確かめると、 な目的とする神祇は、『延喜式』 同神は律令規定の祈年祭で重要 朝廷祭祀との 同神は、 かかか 祈年祭の わ ŋ

ことになっていた。葛木御歳神に対する高位奉授の背景を考え 三一三二座とする多数の対象の中で、 同神に対しては、 他にはない白猪・白馬・白鶏を用意する 同神のみであった。

果が権威に過ぎない神階は一方で、朝廷中枢の神祇の評価の結 祀の場が宮中である以上、そのかかわりが奉授に及ぼす影響を、 果でもある。 ける特別な位置付けに留意すべきであろう。 るには、 神社 単なる祭祀の上でのかかわりであっても、 在 地 0) 世俗的な影響より前に、 在地 この祈年祭にお への主たる効 その祭

苗の虫害を左右する同神の怒りを解くためと、 用意する点に関する詳細な由来を記している。 れる『古語拾遺』 しかも祈年祭に直接関係する伝承が存在した。斎部広成撰とさ しない。その一方で、朝廷祭祀に携わる氏族忌部氏に、 ところで、先述したように、『日本書紀』には御歳神は登場 には、 祈年祭で御歳神も白猪・白馬・ 用意の はっきりしてい 同神の、 理 白鶏を 亩

第 121 巻第 11 号 (2020年)

過小評価はできまい

担い手には、記紀神話の裏付けのない、まとまった由緒が伝わっ ていたことを示すものだが、 紀神話の 神観の中で埋没するまでには至ってなかったと理解で 文徳・清和朝において、 それ が記

國學院雜誌

「古語拾遺」

の御歳神の伝承は、

朝廷祭祀であってもその

四 春日社祭神極位奉授の理

文徳朝における大和国内の最高位は、 先に少し触れた

0

的に了解できる。 建御賀豆智命、 春日社の祭神であり、 『文徳実録』に願意を籠めた策命が載録されているので、具体 伊波比主命両神であった。極位昇叙については、 理由についても、 嘉祥三年九月に正 天皇即位の報賽だと明確に 一位に叙された二神、

示されている。

亦遣 磐爾常磐爾幸盛奉賜此、 神財平令三捧持一天奉」出等、 天児屋根命就一位爾、 冠止為民意、 御 座液 一参議藤原朝臣助 大神远広前 平於即賜緣所念行軍、 建御賀豆智命、 申 中賜。由人、 天下平安爾護賜此助賜時、 比売神班正四位上冊上奉刊崇奉留状刊 向 此状乎聞食天、 伊波比主命二柱。大神歌正一 |春日大神社|、 皇大神乃厚護爾依天、 因レ茲芸、 益益爾天皇朝庭野 先先屬壽申 策命曰、 恐見死見申賜此人申 天 H 天皇報韶 - 賜此御 位爾、 一嗣乃高

王が仕えるなど、制度上他社に比して天皇とのかかわり 時期からすれば、 前者が細馬五疋、 **須茂社に対し臨時の奉幣をおこなった。具体的な対象と品は** 関係の深さが故だといえよう。その深さの理由が、 0 奉授の同月には、 後者が神宝である。 春日社祭神に対する神階奉授もまた、 朝廷は春日社以外にも伊勢大神宮と山 伊勢・賀茂の諸社は、斎 が深 天皇と

神代の由緒が特別な意味を持ったあとはうかがえない。

ない。 皇の母 方にあたる藤原氏の氏神だからであることはいうまでも

しかるべきであるし、 由になったのであれば、 りした神と位置付けられている。だが、 ゆる天石窟の神事を担ったり、あるいは天孫降臨に功をなした 賀茂社祭神は、 日本書紀』 で確かめられるように、 神代紀には登場しない。 反対に、 対象となる神社祭神がもっと存在して 同時期神宝奉献の対象となった 春日: 春日社祭神の昇叙に、 神代の事績が奉授の 社 の祭神は、 V 理 わ

神宝奉献に直接結びついたとはいえまいる。 神代紀に登場するが、 天皇の血 紀伊国伊太祁曽神に対する従五位下への奉授がそれに当た?の例は他にもある。天皇の長子惟喬親王の母方紀氏ゆかり? 祭神と目される五十猛神も、 縁氏族の関係する神に対して奉授をしたと見られる その由緒のみが重視されて奉授ないし 同時に神宝奉献された日前神

る神祇は三分類される。 及ぼし得た大和国の対象諸神の特色を探った。 及び仁寿二年の神階奉授から、 まとめると、 一つ目は、 その実現に影響を 結果、 天皇の母系氏 注目され

> 神である。 今述べた春日社祭神の特色である

位昇叙を果たした、広瀬神と龍田神もあげられよう。 触れた葛木御歳神が該当する。仁寿二年十月に同神と同時に三 二つ目は朝廷祭祀の執行上重要視された祭神である。 両神とも 先ほど

は、 風神祭)の対象であった。 伊勢大神宮 (神嘗祭・神衣祭) 同様の律令祭祀の対象は、 と、 大神社の関係諸神

両神以外

律令祭祀、それも少数ないし単独の神社祭神への祭祀

嘉祥四年(仁寿元年・八五一)の天下諸神同時奉授である。 天下諸神あまねく神階奉授するという「方針」を打ち出した、 階奉授をおこなったとはっきり分かる事例が存在する。それは、 花祭・三枝祭)に限られていた。 そして、神階奉授にあたり、 朝廷祭祀制度を念頭に置

いて神

次

は、 その基本方針を定めた前年の符の一 有位更増二一 所 、思、天下大小諸神、 階、 無位新叙 或本預 ||六位| 一部である。 官社 唯大社幷名神雖」云:無 或未

これによれば、 例外的に、 名神・ 大社祭神を相対的な高位であ

|従五位下|、

る五位に叙すという基準を設けている。

大社とは、

いうまでも

新嘗祭幣にも預かった。 対象となる祭神への手厚い神階奉授は、 轄する臨時祭の対象となる神のことを指した。朝廷祭祀制度の 比較的多種多量となり、 なく官社制度で定められた社格といえ、具体的には祈年祭幣が 名神は別の意味もあるが、 七道諸国の多くを除き、二季月次祭 文徳朝前期の朝廷にお 神祇官が所

密接なかかわりあいとは、 こと高位の諸神は、その関係性が重視されていたと考えられる。 いて重要な方針であったと理解できる。 のを積極的にとりあげているとは考え難い点である。天皇との 緒で、天皇との密接なかかわりあいを持っていた神祇である。 緒から判断されていたと考えられる。 ただ、重要なのは、 最後に三つ目は、 神社の由緒が朝廷に把握されており、その 祭神の由緒があったとしても、神代のも まずもって、神社の場にこだわった

第 121 巻第 11 号 (2020年)

天安の諸神同時奉授と由緒

國學院雜誌

同時奉授の大まかな傾向

この奉授は、 (貞観元年・八五九) 正月の諸神同時奉授の状況を確かめたい。 神階奉授の背景について踏み込むため、 嘉祥四年のように天下諸神対象と謳った形跡を確 本章では、 天安三年

> 指摘されており、その時の対象の多くが、八年後の天安時にもの天下諸神同時奉授にならったと見られる点についてはすでに では従来ない規模の「二百六十七社」を対象としていた。嘉祥 認できないが、『三代実録』によれば、 対象が個々に分かる中

昇叙したと見られる。 天安の同時奉授における、大和国諸神の件数は七十七件に及

祭神に奉授されることになっていた位階である。(st) 祭神の一階加階は、畿内の諸国や、近隣の近江・紀伊両国など 祭神に対するものであった。従五位下とは嘉祥時、 でも多く見られるので、この点でも嘉祥時の方針、すなわち朝 ただ、その八割弱の六十件が、奉授前に従五位下だった大社 び、その数は宮中・京中と他の三十九か国に比して群を抜く。 従五位下大社 名神・大社

まるかどうかを、 廷の祭祀制度を奉授の基準とする方針を踏襲したと分かる。 では、天安時のそうした方針が、高位諸神の奉授にもあては 前章同様、 大和国の実例から確かめたい。

(二) 大和国諸神と出雲国造神賀詞

な諸神も少なくない。すでに従一位であった大己貴神と、 された神祇は見当たらない。ただ、 神も含め、多くが既に高位であり、 【表二】に示した奉授前の位階を見ると、前章で紹介した諸 いつ高位に叙されたか不明 同時奉授で一気に高位に叙

天児屋根命・比咩神は河内国枚岡社祭神に奉授

【表二】天安三年諸神同時奉授時の大和国高位諸神の概況

1 1	逆 三立		古	E			従二位					従一位				古	E Z	奉授位階
丹生川上雨師神	枚岡比咩神	金峰神	多坐弥志理都比古神	龍田神	広瀬神	葛木火雷神	高天彦神	葛木一言主神	高鴨神	石上神	大和大国魂神	大神大物主神	高市御県事代主神	高鴨阿治須岐宅比古尼神	葛木御歳神	天児屋根命	大己貴神	神名
正四位下	正四位上			行	送 三 立		正三位		五五	E		行	É		正二位	行	É L	奉授前位階
嘉祥3	嘉祥 3	仁寿2			仁寿2			嘉祥 3		嘉祥 3	嘉祥 3	仁寿2			仁寿2 (852)	嘉祥 3 (850)		前位階奉授年

位の高鴨阿治須岐宅比古尼神、高市御県事代主神がそうである。 当該諸神が高位奉授される理由については見立てが可能である。既に筒井健介氏が天安時の高位諸神の奉授について、『延る。既に筒井健介氏が天安時の高位諸神の奉授について、『延る。既に筒井健介氏が天安時の高位諸神の奉授について、『延を当な指摘をしている。『文徳実録』に記事のない、前掲の高安当な指摘をしている。『文徳実録』に記事のない、前掲の高せ諸神は、この神賀詞の中で、【表三】のように名があがっている。さらに神賀詞は、天皇の守護のため、表にある諸神を各地に配したのが大穴持命、つまり同神としている。

二】出雲国造神賀詞の「皇孫命『近守神」

	御子		和魂	との関係
賀夜奈流美命	事代主命	阿遅須伎高孫根ハ命	倭大物主櫛瓱玉命	神賀詞神名
備 鳥 っ神 奈	宇奈提	神奈備 葛木乃鴨 ⁵	奈備和 ⁵ 神	鎮座場所
賀夜奈流美神	重事代主神高市御県鴨八	宅比古尼神 高鴨阿治須岐	大神大物主神	天安時神名
正四位下	従 一 位	従 位	従 一 位	奉授位階

嘗祭に預かっていなかったり、 大社である吉野郡の大名持神社(※) 同年七月や九月に相次いでおこ は、 国内他社と比較すると、 相

なわれた臨時の奉幣の対象ではなかったりする。 (®) ることは難しい。 位叙位の要因を、 広範かつ一律な祭祀制度上の優位性に 大己貴神の正 求め

がえる。 時奉授からわずか三日後の、大神神への正一位叙位からもうか でもあった。 (40) 同神は先の表にも示したように、 諸神同時奉授の対象

他方、

大己貴神叙位と神賀詞との関係については、

天安の同

の祈願のため朝廷は、天皇即位間もなくにおこなわれた諸

第 121 巻第 11 号 (2020年)

神祇官従一 従一位足産日神、 位神産日神、 大和国従一位勲二等大神大物主 従一位高御産日神、 従一 位玉 積産

正一位

叙した点からもうかがえる

國學院雜誌

響を及ぼしたと見られる。 八咫鏡爾取託天、 である。となると、大己貴神と同神だという考え方が奉授に影 取りを勘案すると、 『日本書紀』にもあるが、 倭大物主櫛瓱玉命亞名平称天、大御和西神奈備爾坐 諸神同時奉授の調整と了解するのが妥当 両神が同神であると位置付ける伝承 出雲国造神賀詞にも、

とある。

同時奉授の状況からすると、

大神社の大物主神が大穴

を設けたとは考え難い。

持命 の趣意のひとつは、天皇による国の安定統治の祈願である。こ 出雲国造の就任に際し、国造その人によって奏上される神賀詞 が対象となるのだろう。それを解く鍵は、神賀詞の目的にある。 能性は高 それではなぜ、 の和魂であるとの理解が、 同時奉授で出雲国造神賀詞にあらわ 三日後の決定の要因であっ れる諸 た可

ことが要因だったと想定できる。神事重視の姿勢は、多くの大 時奉授にあたって、神賀詞に注目したと見られる。 社の祭神や、祈年祭で重要な意味を持つ葛木御歳神が高位に昇 たのは、奏上儀礼という、 のである。そうした中で、 ただ、そうした願意は、他のさまざまな神祇にも求め得るも 広い意味での神事が確立されていた 神賀詞に登場する諸神が対象となっ

天安の同時奉授で、大局に影響を与え、 徳朝に確立したと見て良いのではないだろうか。 ⁽³⁾ る。今示した神階奉授における神事重視の姿勢は、 奉授前の時点で、すでに高位に叙されていたことが明らかであ ところで、神賀詞に登場する諸神のほとんどは、 かつ従来とは違う基準 逆をいえば、 主として文 天安の 同

おわりに

(一)これまでの検討のまとめ

詞で創建創祀の由緒が示されている龍田神についても、 持った神社祭神、 あらわれる諸神の事例で明白である。 かかわる由緒もまた重視されていたことは、 観した。 る由緒が高位昇叙に一定の影響を及ぼした可能性はある。 文徳朝と清 朝廷の神事に預かる諸神重視の方針のもとで、 和朝初期の、 具体的には先に例をあげた葛木御歳神や、 大和国における神階奉授の状況を概 確かな神事関連の由 出雲国造神賀詞に 神事に 関連す 一緒を 祝

重視された要素は、 神の由緒については、 天石窟の神事や天孫降臨など神代紀所載のできごとでな 同国最高位となった祭神をまつる春日社についても、 朝廷の神事や神社という場につながらない、 天皇の母系である藤原氏の氏神という点で 積極的に評価されてはいなかったと評価 神代の祭

ある、 厚遇されている。天皇主導で神社の組織編成をした旨の由緒の いと考えられる点は既述した通りである。 ただ、神代でない、 大神・大和・石上の諸神への高位昇叙がその具体例であ 天皇と神社に関する由 緒があるところは

> る。 については、 由緒によって天皇がまつりに責任を負うことが明白な神社 朝廷の側で特別な意識を有していたと考えられ

祭神 型例だが、平安前期の段階でもまた、 それらとつながりのない、あるいはつながりの乏しい由緒を持 されていないし、 天太玉神以外の諸神がいかなる神かが記紀ではは 持っていた。次は弘仁十三年(八二二)の大和国解の つ神社も少なくなかった。『風土記』に示された神社がその典 八幡神・天神などを除けば、少なからざる神社が記紀神話の の事績を由緒に組み込んでいる現代と違い、古代の神社は、 そもそも登場しない例もある。 独自の祭神理解が意味を っきりとは 一部だが、

飛鳥神之裔天太玉、 臼瀧、 賀屋鳴比女神四

れた史書が、 したがって、 はこうした神社の由緒がまだ諸社に生きていたと考えられる。 弘仁年間より三十年以上後の文徳 神社と密に結びついてはいなかった時代と解され 両朝はまだ、『日本書紀』などの朝廷中枢で編ま 清 和 両朝でも、 基本的に

る。

題が浮かび上がってくる。

(二)全国的視野から見た由緒と神階の関係

で視野を広げると、 これまで大和国の諸神を対象に検討を重ねて来たが、 今まで説明してきた内容に関する二つの 全 玉 問 ま

用され 和各地に配した大穴持命が、 神である。出雲国造神賀詞では、 一つ目は、 ていない点である。 大和国の諸神に対する理 それがはっきり分かるのが出雲杵築 自ら「八百丹杵築宮」に鎮まると 諸神を天皇の守護のために大 解が、 他国 0 諸神には適

がえる。

第 121 巻第 11 号 (2020年) 位への昇叙に留まった。 したとされる。 だが、天安の同時奉授において、 朝廷は、 神賀詞の神観をあまねくは当 杵築神は正三

主導で、

機械的に一階昇叙をした可能性が高い。

対して、大和

朝廷中

枢 時

奉授の場合、

先朝の例にならって数多の諸神に神階を奉授した天安の同

特に七道諸国の諸神の多くについては、

築神が従三位に叙されたのは、 てはめなかったのである。 雲国の神と大和国の神が連動しないのは文徳朝からで、 大神神が叙された翌年のことで 杵

あった。 た状況のもとでも、 が穏当である。 早玉神・ 大幅な越階は、 なる昇叙はなかった。 さらに、 熊野坐神への従二 そうし 出雲の熊野神と位階をあわせた結果と捉えるの 天安の同時奉授から四か月後の、 出雲国熊野神の、そして杵築神の由緒 従五位上に過ぎなかった紀伊 た、 鎮座する国を越えた神観が適用され 位奉授の際も、 出雲国 0 紀伊国熊野 国 両神のさら の が両神の の再

確認はなされなかった。

國學院雜誌

されている。 代から百年ほど後の儀式書だが、 手続について、 求めた主体ごとに決めていた点に求められよう。 つまり、 諸司諸国の申請にしたがって手続きをする旨! 位階決めも申請単位であったことがうか 『新儀式』には、 対象とする時 神階奉授

このような状況に至った原因は、

位階の決定が、

神階奉授を

国の、 に、 なくとも、 奏上儀礼に携わる中央官衙が奉授を求めたのであろう。 とりわけ神賀詞登場の諸神については、 大己貴神と出雲国の杵築神に位階の差があるのは、 天皇守護を理

それを求めた主体に違いがあった結果と見られる。

かけの託宣をした神として登場する。 皇との関係が由緒で明らかな神社祭神だといえる。 紀に、天皇が淡路島で狩猟中に、河内飼部の入れ墨を止めるきっ を奉授された淡路国の伊佐奈岐命をあげる。 天安の同時奉授を記録する『三代実録』では、 二つ目の問題は、『日本書紀』の伝承の反映度合 つまり、 同神もまた、 その筆頭に一 同神もまた、 いであ る。 天 中

ただ、この由緒だけで一品を奉授されるかとなると、 いささ 拙稿「平安時代前期における神社創建の由緒」『藝林』六七―二、

か疑問となる。やはり、神代紀に記された淡路之洲の幽宮に比

8

岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、

平成四年

(一九九六)。 貞観年間 (八五九~八八七) の前期とする。

された点が重く受け止められたと見るべきであろう。 このように、場合によっては、神代の由緒が重視されたケー

簡単ではないが、さまざまな要因を確認することで、 スはそれなりにあると考えられる。神階奉授の理由を探るのは なお新た

な見解が生まれ得る余地のある課題だといえよう。

10 9 『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月丁亥(十日)条。 『日本書紀』崇神天皇六年条。

『日本書紀』垂仁天皇三十九年十月条

12 11 『日本書紀』神代上第八段一書第六。

13

と見られる。 大神社の神主であった大神氏は、この三輪君の流れに位置付けられる 日)条に、大田田根子が三輪君の始祖である旨が記されている。古代 『日本書紀』崇神天皇七年二月辛卯(十五日)条。同八年十二月乙卯(二十

『日本書紀』崇神天皇八年十二月乙卯(二十日)条

『日本書紀』雄略天皇四年二月条。

 $\widehat{15}$

16

なお、同神が雄略天皇の怒りを買って土佐に遷されるように読める『土 神の伝承であるかをはっきりさせない引用記録等のある、『土佐国風 らである。そもそも、同社の祭神を高鴨神・一言主神併記とし、どの 佐坐神社)に関するものであり、直接大和国の神に言及していないか 録として理解されていたとしても、伝承はあくまで同国高賀茂大社(都 くないだろう。前掲『土佐国風土記』が、遷座伝承に関する同時代記 は近世以来諸説あるが、平安前期の朝廷で周知されていた可能性は高 庚子(七日)条)。一言主神が土佐遷座・大和復祀されたかについて 同様の伝承は、 るが、それについては『日本書紀』には記載がなく、『続日本紀』でも、 佐国風土記』(『釈日本紀』巻十二述義八、一事主神所引)の伝承もあ 土記』の評価は実のところ難しい。 同郡の高鴨神のこととしている(天平宝字八年十一月

『文徳実録』仁寿二年十二月乙亥(十四日)条。

17 18 『文徳実録』仁寿二年十月甲子(二日)条。御歳神はその六か月前に 従二位を奉授されたばかりであった。なお、『文徳実録』は単に「御

3 $\widehat{2}$ $\frac{2}{4}$ 拙稿「『文徳実録』・『三代実録』に見られる神階奉授の意義」岡田莊 スが想定され、その中には、先学が追求した神階の世俗的意義(先行 なお、奉授の理由は単純でなく、さまざまな要因が重なっているケー 『類聚三代格』巻一神宮司神主禰宜事、貞観十年六月二十八日太政官符。 成三十年 (二〇一八)。 研究については前掲(2)で紹介)も含まれ得ることは承知している。 司編 『古代諸国神社神階制の研究』 岩田書院、平成十四年 (二〇〇二)。

『文徳実録』嘉祥三年十月辛亥(七日)条。

康保四年(九六七)施行の『延喜式』が、嘉祥三年時点の状況をその まま反映しているとは考え難いが、神名帳の大和国諸神に関しては、 『延喜式』や先行する『貞観式』で変更された旨の注が残っているの

7 『延喜式』巻九神祇九神名上、 中祀四箇祭に預かる神社は八十五所、名神祭の神社は二十六所である。 同時期の神社の実情はおおよそ反映されていると見られる。 大和国条によれば、大和国内で祭神が

- いう「葛木御歳神」であることは明らかなので、本文でもそう表現し 歳神」とだけしているが、その後の昇叙の状況から、『三代実録』に
- (1) 『古事記』や『先代旧事本紀』地神本紀には御年神が登場するが、 とまった伝承に登場するわけではない。 ま
- 20 神階昇叙の対象とはなっていないが、それより十二年前の承和七年 最終的な目的でなければ大和国内四所の水分神も対象となる。 月己酉(七日)条。 な目的は天皇の食膳充実と読める。なお、水分神は、 (八四○)に従五位下を奉授されていた。『続日本後紀』承和七年十 仁寿二年時には

(2020年)

- 22 21 『文徳実録』嘉祥三年九月己丑(十五日)条。 『延喜式』巻一神祇一四時祭上、 祈年祭官幣条
- 24 だし、伊勢大神宮の細馬奉献は例幣にあわせてなされており、 『文徳実録』嘉祥三年九月乙酉 た神事にはなっていなかった。 (十一日)条・戊子(十四日) 条。た 独立し

第 121 巻第 11 号

- 『文徳実録』 嘉祥三年十月甲子(二十日)条。
- 五十猛神は『日本書紀』神代第八段一書第四・五、 段一書第一。 日前神は神代第七

國學院雜誌

- ただ、日前社・国懸社祭神に対し、神階奉授でなく神宝奉献がなされ たわけでないのも確かであろう。 階奉授の事実が確認できない。当時、神代の由緒が全く顧みられなかっ 鏡が伊勢大神宮の宝鏡と同じく、いわゆる天石窟の神事で鋳られたと た決め手は、前掲(26)や、『古語拾遺』などにあるように、同社の いう点にあったと見られる。さらに、嘉祥三年より前にも後にも、神
- 28 観念的にすべての神祇に奉授したのでなく、この後でも無位の神祇は 多い。神祇官のいわゆる宮中八神も、天安の諸神同時奉授の時に無位

- 29 『類聚三代格』巻一神叙位幷託宣事、嘉祥四年正月二十七日太政官符 所引嘉祥三年十二月二十八日太政官符。 から新叙されている。
- 30 31 なお、広瀬社・龍田社祭神の高位昇叙の実例を踏まえると、 『延喜式』巻三神祇三臨時祭、名神祭条。
- 天下諸神同時奉授で打ち出されているし、諸説が指摘するように、 象であろうがなかろうが、神階を奉授していくという方針は、嘉祥の 国の国司も官社かどうか関係なしに管内諸社に神階を求めていた。 に置いて神階奉授をしていたとはいい難い。そもそも、 全国諸社との関係性を持つために、対象神社の多い四箇祭のみを念頭 朝廷祭祀の対
- 33 32 同書に後記された具体的な奉授先から件数を割り出すと二百六十五件 『三代実録』貞観元年正月二十七日条。
- 34 宮地直一「諸神同時昇叙の研究(上)」『史学雑誌』三二―九、大正十 う数えるかなどで変わってくる。 で、完全には合致しない。数え方は、 神座数の記されている諸神をど
- 35 年(一九二一)。実施日の同一性から、 している。 「前代の跡を追へるもの」だと
- 筒井健介「大和国」前掲(2)編著所収。 『延喜式』巻八神祇八祝詞、出雲国造神賀条
- 37 36 阿治須岐宅比古尼神と事代主神については神代紀などにも登場する が、一緒に両神だけ重視される要素を見出し難い。
- 38 39 名神大社である点については、『延喜式』巻九神祇九神名上、大和国条。 同条によれば、葛上郡にも、大社ではないが、この神の名を社名とす 『三代実録』貞観元年七月十四日条・九月八日条 る大穴持神社がある。
- 40
- 『三代実録』貞観元年二月朔条

『日本書紀』神代第八段一書第六。

41

48

『三代実録』貞観元年五月二十八日条。

- 42 係する規定があり、神賀詞が『延喜祝詞式』に載る点が、その奏上儀 『延喜臨時祭式』に奏上儀礼をはじめとする国造就任儀礼の執行に関 礼が神事である証左といえる。
- 43 が、それら諸神に関しては、大和国諸神への奉授が積極的であった時 が神賀詞に登場する諸神の神階奉授を記載しなかった可能性もある 神階奉授を緻密に記録している『三代実録』と比較すると、『文徳実録 されたと考えることもできる。 期になされた、嘉祥の天下諸神同時奉授の際に、例外的に高位を奉授
- 44 律令規定の風神祭で用いられた祝詞。 『延喜式』巻八神祇八祝詞、 龍
- 46 45 神社と天皇の由緒の存在は、 十六社の選定に結び付く可能性がある。
- 郡に鎮座する。厳密にいえば、太玉神は記紀のいわゆる天石窟の神事 る櫛明玉神の可能性がある)の記載漏れと考えられる。 櫛玉神 かあがっていないのは、新訂増補国史大系の当該官符の注にある通り、 登場しない。なお、飛鳥神の子孫の神が四社としながら三柱の神名し の伝承に登場するが、飛鳥、 によれば、 十三年四月四日大和国解。『延喜式』(巻九神祇九神名上、大和国条) 『類聚三代格』巻一神社事、 (天石窟の神事の際に玉を作る神として『日本書紀』に登場す 名のあがっている諸神に対応する神社は、 臼瀧、賀屋鳴比女の諸神は記紀神話には 貞観十年六月二十八日太政官符所引弘仁 全て大和国高市
- 47 同時期 『文徳実録』仁寿元年九月乙酉(十六日)条。この時同時に叙された 和魂である大神神とは位階の差があった。 を数えるだけである。そうした待遇を受けていてもなお、 登場する。なお、この時両神は、特に加階された旨が記されているが、 熊野神も、 (仁寿元~三年) 同様の待遇を受けた諸神は、 出雲国造神賀詞に「加夫呂伎熊野大神櫛御気野命」の名で 他に四か国五柱 大己貴神の

- 『新儀式』四臨時、奉加神位階事。
- 50 49 どの中央官衙かとなると、神祇官である蓋然性は高い。天安の同 二月一日に、大物主神以外に昇叙したのが、神祇官の宮中八神のうち 詞登場の諸神の昇叙が大和国内の諸神に限られるので、 の「むすひの神」であった点などが、その傍証にはなる。 授の対象となった大社が、畿内中心であったことや、同時奉授直後の 大和国司の申 神賀
- 請による可能性も当然ある。 [日本書紀] 履中天皇五年九月壬寅 (十八日
- 『日本書紀』神代第六段正文。

52 51